

1. 重層下請構造について

建設業における重層下請構造については、令和4年6月21日の中央建設業審議会総会において、技能労働者の処遇改善に向けて、「設計労務単価相当の賃金の行きわたりを更に徹底させる方策として、重層下請構造が元下間の請負金額に与える影響や、重層化による非効率性についても、考えていく必要があるのではないか。」と問題提起がされたところです（【03】別紙1参照）。つきましては、下期ブロック監理課長等会議において重層下請構造について意見交換させて頂きたいと考えておりますので、以下の設問について回答をお願いいたします。

なお、設問②～⑤については、建設業行政の立場から回答いただきますようお願いいたします。その際、必要に応じて各都道府県の建設業団体（建設業協会等）にヒアリング等を実施して頂き、回答を記載お願いいたします。

① 都道府県における下請次数制限の取組 ※回答不要

既に複数の府県において、「建築工事は3次下請まで、土木工事は2次下請まで」等の重層化防止措置を講じているところであります（【04】別紙2参照）。

既に導入済みの埼玉県、新潟県、福井県、京都府、鳥取県、三重県、宮城県、長崎県におかれましては、その導入理由とメリット・デメリットを教えてください。

※埼玉県、新潟県、福井県、京都府、鳥取県、三重県、宮城県、長崎県のみ回答お願いいたします。

（回答）

【導入理由】

【メリット】

【デメリット】

② 建設工事における下請契約について、

(1) 公共発注の建築工事における一般的な下請契約の次数を教えてください。

(回答)

記入例)

新築工事では概ね3次下請までであるが、工事規模が大きい場合、4次以上の下請契約となることもある。小規模改修工事（外壁改修、防水改修など）の場合はおおむね1次下請までである。

(2) 公共発注の土木工事における一般的な下請契約の次数を教えてください。※回答不要

(回答)

記入例)

概ね2次下請までであるが、特殊工法が必要となる場合、3次以上の下請契約となることもある。

(3) 民間発注の建築工事における一般的な下請契約の次数を教えてください。

(回答)

記入例)

新築工事では概ね3次下請までであるが、工事規模が大きい場合、4次以上の下請契約となることもある。小規模改修工事（外壁改修、防水改修など）の場合はおおむね1次下請までである。

(4) 民間発注の土木工事における一般的な下請契約の次数を教えてください。※回答不要

(回答)

記入例)

概ね2次下請までであるが、特殊工法が必要となる場合、3次以上の下請契約となることもある。

③ 下請契約が重層的な構造となることが避けられないのは、どのような工事でしょうか（規模、専門性、工期など）。理由も含めて教えてください。

※公共・民間工事、建築・土木工事を問いません

※発注者の立場からの意見もあれば記載してください。

（回答）

記入例）

- ・ 建築工事を一式発注した場合において、機械・電気設備関係の工事は専門的であるため、下請体制も含めて専門工事業者に発注する必要があるため。
- ・ ダム本体工事では規模が大きく工種も多岐にわたり技能労働者も多数となるため。
- ・ 特殊工法による工事（法面補強工事、地盤改良、ウェルポイント工法など）がある場合、下請体制も含めて専門工事業者に発注する必要があるため。

④ 重層下請により問題となっていることや懸念されていることがあるとすれば、具体的にどのようなことが考えられるでしょうか。

※公共・民間工事、建築・土木工事を問いません

※発注者の立場からの意見もあれば記載してください。

（回答）

記入例）

- ・ 施工に関する役割や責任の所在が不明確になりやすい
- ・ 現場の円滑な連絡調整や情報共有に支障が生じやすく、工事品質や安全性が低下するおそれがある
- ・ 下位下請の施工対価の減少や、労務費へのしわ寄せのおそれが生じる

⑤ 望ましい元下契約構造として、どのような形が考えられるでしょうか。

※公共・民間工事、建築・土木工事を問いません

※発注者の立場からの意見もあれば記載してください。

(回答)

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

以 上

【回答担当者】

〔 都道府県〕 所属

氏名

電話番号
